



保育所運動会 -平成21年6月20日-

島牧村議会広報 第128号 平成21年7月

# かりば

主  
な  
内  
容

**第2回村議会定例会**

行政報告	.....	2-5
審議した議案と内容	.....	5-6
一般質問	.....	6-21
意見書の提出	.....	22-23

**第2回村議会臨時会**

行政報告	.....	23-25
審議した議案と内容	.....	25



平成21年第2回村議会定例会は6月18日に招集され、会期を6月19日までの2日間と決めた後、議長の諸般報告と村長の行政報告があり、4人の議員が村政に対する一般質問を行い、報告2件、議案12件、意見案9件、閉会中の継続調査、議員派遣をそれぞれ原案どおり可決して同日18日閉会しました。

### 行政報告

藤澤

克村長

#### 己斐医師の退職

本件につきましては、事案の重要性に鑑み、5月18日付をもちまして文書にてご報告したところでありますが、平成20年11月1日から5年契約で、島牧診療所の嘱託医師として住民の健康管理に携わっていたいただいておりました己斐医師から、去る5月8日「家庭の事情により5月末日までの勤務をもって退職したい」との申し出がございました。

己斐医師に対しましては、岩城医師退職後、常勤医師1名体制であり、村民の健康管理のため、今しばらくの勤務を強く要請いたしました。が、家庭内、とりわけお子様の問題とのことで、聞き入れて頂

くことができませんでした。私といたしましては、安定した医療サービスの提供のため、強く慰留をすべきところではあります。が、家庭的な事情とのことで、止む無く慰留を断念した次第であります。

なお、村議会第1回定例会におきまして、岩城医師の後任医師の確保について取り組んでおりますことについてご報告いたしました。が、招聘を予定しております医師に、本村の切迫した状況について説明するとともに、一日でも早い着任を要請いたしましたところ、予定を2か月ほど早めていただき、6月末までに着任し7月から勤務していただける旨、承諾を得ましたことをご報告いたしたいと存じます。

招聘を致します医師の氏名

につきましては、脇本敬節様、出身は岡山県で、現在は秋田県内の自治体診療所で勤務されている方です。招聘条件につきましては、村職員採用として村持ち出し分の共済費を含め2,500万円程度として取り進めることとしており、本定例会において医師の給与条例の改正について提案させていただいております。

このたびの己斐医師に係る事態につきましては、若干の情報を得ており、村としても対処の方策について支援を申し出てはありましたが、このように抽速した状況で事態が進展するには、余程の事情が生じたものと推察するほかございません。

なお、脇本医師の特段のご配慮により常勤医師の不在期間が短期間で収束することができ安堵していることを申し添え報告いたします。

#### 平成20年度 各会計出納閉鎖状況

一般会計については、歳入決算額30億1,313万1,

896円、歳出決算額29億6,698万6,183円で、差引き4,614万5,713円の決算剰余金が生じておりますが、この内、翌年度繰越金1,159万4,845円及び、繰越明許費繰越額2,157万8,694円を除いた1,297万2,174円を財政調整基金に編入いたしました。

国民健康保険会計については、歳入決算額3億3,454万6,715円、歳出決算額3億3,259万63円、差引き195万6,652円の決算剰余金が生じており、全額国保財政調整基金に編入いたしました。

簡易水道会計については、歳入決算額5,777万9,182円、歳出決算額についても同額で決算しております。老人保健会計については、歳入決算額4,279万4,581円、歳出決算額4,425万7,484円で、差引き赤字146万2,903円を翌年度会計から繰上充用いたしました。

介護保険会計については、歳入決算額2億4,762万1,467円、歳出

決算額2億3,417万1,025円で、差引き1,345万442円の決算剰余金が生じましたが、平成21年度から後志広域連合に業務が移行され、特別会計が廃止されたことにより、全額一般会計へ編入いたしました。

後期高齢者医療会計については、歳入決算額1,841万444円、歳出決算額についても同額で決算しております。

以上で、平成20年度各会計の出納閉鎖状況の説明を終わります。

### 住宅用火災警報器の支給

住宅用火災警報器の支給についてはありますが、第1回村議会定例会において、同警報器につきましては「村が一括購入して各戸に配布する」とのことと説明を致しましたが、島牧商工会から、地域活性化・生活対策臨時交付金の趣旨に則り、地域経済活性化の一助として「地元業者等からの購入方策を検討された」と旨の要請がございました。

具体的な方策について商工会関係者の意見なども参考に検討した結果、一つに住民の皆さんが多様な機種からの選定が可能となる、二つに業者による設置サービスも受けられるなどの効果が得られることから、村内業者等からの購入に対し、住民の皆さんから申請をいただき、1世帯当たり5,000円を上限に住民に直接、助成する制度を創設することに致しました。

なお、個別申請による支給となりますことから、対象世帯の申請漏れなどが生じないよう留意するとともに、申請手続きが容易に済むよう工夫して参りたいと存じます。

### 地域活性化・経済危機対策臨時交付金事業

本交付金制度につきましては、国の平成21年度第1次補正予算に経済危機対策の一環として盛り込まれたものでありまして、一つに「地域活性化・公共投資臨時交付金」で予算枠は1兆3,790億円、次に「地域活性化・経済危機対策臨時交付金」であります



△昨年度からの繰越事業で実施している公共施設前広場等舗装工事(栄磯いこいの家)「地域活性化・生活対策臨時交付金事業」

が予算枠は1兆円でありまして、去る5月29日の国会で予算が成立しております。なお、本村に対する経済危機対策臨時交付金の限度額は1億6,200万円となっております。

め細かな事業を積極的に実施できるような創設されたもので、対象事業は異なるものの、昨年度実施した「地域活性化・生活対策臨時交付金事業」と類似する制度であります。使途につきましては、前段申し上げましたが、地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に

する事業を取りまとめましたので、「地域活性化・公共投資臨時交付金」も合わせ、本定例会終了後に予定をされております、議員協議会においてご説明をさせていただきたいと存じます。

### 定額給付金の支給状況

定額給付金につきましては、4月17日から支給を開始し6月10日の第7次支給処理分を対象世帯938世帯に対し、支給総額は912世帯で97.2パーセントの支給率となり、支給総額は3,074万8千円であります。

支給対象世帯は残すところ26世帯ありますが、定額給付金の申請期限は9月末までとなっておりますので、早期

に申請していただくべく、広く広報活動を行ってまいりたいと存じます。



△定額給付金の現金支給 4月27日（役場窓口）

### 山菜採り行方不明者の発生状況

1件目は、4月24日(金)第一栄浜の民家裏山にて発生した事件で、不明者は地元81歳の女性で、16時05分頃自力下山し発見されております。

2件目は、5月29日(金)月越地区タケノコ園にて発生した事件で、不明者は札幌市の71歳の男性で、10時45分頃に自力下山し発見されております。

3件目は、5月29日(金)、30日(土)月越地区にて発生した事件で、不明者は洞爺湖町の60歳と、54歳の夫婦で、29日21時35分頃家族から寿都警察署に連絡があり、30日早朝から捜索を開始したところ6時10分頃、夫は自力下山して発見となりましたが、妻が遭難中、転倒し歩行不能状態となっているとのことで捜索を再開し、8時21分頃発見されましたが自力歩行不可能により道警への出動を要請して、10時05分頃収容されました。

なお、本件については山菜採り遭難事故防止要綱により費用請求を行い、3町村で合

計6万8,028円を徴収しており、内島牧分徴収額は、3万1,138円であり、4件目は、5月31日(日)黒松内町字月越付近にて発生した事件で、不明者は室蘭市の78歳の男性で、14時34分頃捜索隊に発見救助されております。

5件目は、6月3日(水)月越地区にて発生した事件で、不明者は札幌市の65歳の男性で、16時50分頃自力下山し発見されております。

6件目は、6月6日(土)月越地区にて発生した事件で、10時41分頃寿都警察署に通報があり、出動したところ現地に通報者及び該当車両等がなかったとのことで、情況確認のうえ現地解散しております。

7件目は、6月7日(日)、8日(月)月越地区にて発生した事件で、不明者は小樽市の58歳と56歳の夫婦と74歳の男性との3名で、8日未明の3時23分頃寿都警察署に家族より行方不明の届出があり、捜索隊の出動、道警ヘリや防災ヘリによる捜索活動を実施したところ、8時52分頃道警ヘリに発見され、その後道警ヘリと防災ヘリにより救助されております。なお、本件について

も山菜採り遭難事故防止要綱により費用請求を行い、3町村で合計5万7,280円を徴収しており、内島牧分徴収額は、3万780円であり、8件目は、6月10日(水)月越地区タケノコ園付近にて発生した事件で、不明者は小樽市の68歳の男性で、樽岸の水源地付近まで自力下山し13時24分頃発見されております。

ここ数年、捜索には費用徴収が発生するとのPR活動もあり、山菜採りによる遭難事故は減少傾向にあると思っておりますが、昨年から引き続きに遭難が発生するなど、今年度も現在までに8件の発生となっており、消防職員はもとより役場職員にもかなりの負担が発生しておりますので、今後事故防止のために更なる対策ができないかどうか、関係機関とも協議をしてみたいと考えております。

### 島牧ウィンドファームの現状

先に開催されました村議会第2回臨時会におきまして、島牧ウィンドファームの損傷

状況並びに点検・修理予定について、ご報告いたしました。去る6月4日、丸紅株式会社担当者が来訪し、再開スケジュールなどについての報告がございました。

2月14日事故発生以降、施設の稼働を停止してまいりましたが、全施設の点検を終え、また指導監督部署の許可が得られたことから、去る6月11日から1号機・5号機・6号機の3台について運転を再開しております。

また、ブレードが折損した3号機については、交換用ブレードが到着次第修理を行い、残る2台も調整整備ののち、順次運転を再開することとなります。

なお、この度の折損事故の原因につきましては、調査中で判明していないとのことではありますので、はまなす風力発電株式会社に対しましては、早期に原因を究明し、再発することがないよう修理を行い、サイト付近の安全を維持するよう要請したところであります。

## 指定寄付

4月11日、札幌市在住の今井璋様より字江ノ島573番を含む土地2筆、1、138平方メートルの土地採納願いがあり、5月7日に所有権移転登記を終了しております。

さらに5月25日余市町在住の池下行雄様より村道新甫川通線の未処理用地2、82平方メートルを寄附したとの申し出があり、6月1日に所有権移転登記を終了しております。

また例年、寿都生コン株式会社様よりご寄付を頂いておりますが、本年度も去る5月26日、運動会の運営に役立てて欲しいとのことと5万円の指定寄付がありましたことを報告いたします。この寄付については、小学校の運動会、中学校の体育大会の運営費として活用させていただいております。

なお、このたびのご寄付につきましましては、一般会計補正予算に計上しておりますことを申し添えます。

## NTT東日本 テレビCM放映

最後となりますが、昨年実施いたしました地域情報通信設備整備事業に関連いたしまして、NTT東日本の企業広告として、IRU方式、これは自治体が整備した光ファイバーの設備をNTT等に貸し出し、それを利用してブロードバンドサービスを提供する方法ですが、これにより光ケーブルを活用している新潟県村上市の朝日地区が、現在テレビコマーションで放映されておりますが、これの第2弾として島牧村が放映されることと決定されました。

撮影は6月24日から26日にかけて行われ、7月中旬からテレビで30秒間のスポットCMとしてオンエアされる予定との説明を受けており、CMでは事業の紹介はもちろんでありますが、全国的に本村が紹介されますことから大いに期待をするところであり、また今後事業の先進地として、更なる有効活用を図るよう努めて参る所存でございますこと申し添え、ご報告いたします。

# 審議した議案

## 報

## 告

## 条例改正

◎全員賛成で原案同意

▼平成20年度繰越明許費繰越計算書の報告

定額給付金給付事業ほか19事業、総事業費1億9,310万4千円に係る繰越明許費の報告。

▼ふるさと応援基金状況の報告

島牧村を応援しようと寄せられた20年度中の寄付は3件で総額60万円、事業への充当はなく基金残高は同額の60万円。

## 人事案件

▼監査委員の選任

任期満了に伴う監査委員(識見)の選任。村上秀典氏を再任。同氏は字元町・千走寺住職、54歳。任期は4年。

▼島牧村部及び課設置条例の一部改正

企画情報課を新たに設置し、総務課、住民課及び福祉課の事務分掌を見直すため、本条例の一部を改正する。

◎全員賛成で原案可決

▼生活安全条例の一部改正

犯罪、事故等の被害者等に関する支援を推進するため、本条例の一部を改正する。

◎全員賛成で原案可決

▼医師の給与及び旅費支給に関する条例の一部改正

診療所医師採用に伴い、給与等の見直しをするため、本条例の一部を改正する。

◎全員賛成で原案可決

▼特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

国民健康保険業務の広域化により、国民健康保険運営協議会を国民健康保険審議会としたため、本条例の一部を改正する。

◎全員賛成で原案可決  
投票管理者等の報酬額並びに支給方法に関する条例の一部改正

▼国民健康保険条例の一部改正  
国民健康保険条例の廃止により、本条例の一部を改正する。

◎全員賛成で原案可決  
国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に規定する額に合わせるため、本条例の一部を改正する。

▼国民健康保険税条例の一部改正  
国民健康保険条例の廃止により、本条例の一部を改正する。

◎全員賛成で原案可決  
納税貯蓄組合補助金交付条例の一部改正  
後期高齢者医療制度の創設に伴い、納税貯蓄組合が取り扱う保険料に対し補助金を交付するため、本条例の一部を改正する。

◎全員賛成で原案可決  
総合福祉医療センターの設置及び管理に関する条例の一部改正  
介護保険条例の廃止により、本条例の一部を改正する。

◎全員賛成で原案可決  
家畜貸付条例の一部改正  
家畜貸付制度廃止により、本条例の一部を改正する。

◎全員賛成で原案可決

### 補正予算

▼平成21年度一般会計補正予算(第2号)

診療所代診医手当・旅費、光ネットワーク整備費、生活排水処理基本計画策定費、校務用コンピュータ購入費他について補正  
5,525万9千円追加

◎全員賛成で原案可決

▼平成21年度簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)  
本目配水流量計ケーブル布設工事について補正  
99万8千円追加

◎全員賛成で原案可決

### その他議案

▼閉会中の継続調査  
議会運営委員会の所管事務調査について、閉会中の継続調査とするもの。

▼議員派遣

北海道町村議会議長会主催の議員研修会参加

## 一般質問

第2回村議会定例会での一般質問の内容と理事者側の回答をご紹介します。  
今回の質問者は4名で、その全文をご紹介します。

- 佐藤 伴則 議員
  - ◇行政機構改革
  - ◇国保税の値上げ
  - ◇医療体制
- 長尾 文裕 議員
  - ◇藻場造成試験事業の成果
  - ◇観光客のゴミ対策その後
- 瀬戸川 豊 議員
  - ◇島牧村長寿者褒賞条例
  - ◇村内公共施設名の整合性
- 後藤 諭 議員
  - ◇携帯電話の不通地区
  - ◇医師確保の見込み
  - ◇藻場造成の結果

7月に人事異動を含めた行政機構を改めるように聞き及んでおりますが、異例の時期でもあり、何故この時期なのか、また、今までの体制のどの部分が改善の必要性があると考えられたのか、そして新しい行政機構の形を作り上げるにあたり、どの様な点を考慮されたのかについて伺います。



### 行政機構改革

佐藤 伴則 議員

**藤澤村長**

行政機構改革につきまして、具体的には実施時期のあり方とその必要性、及びこの度の行政機構改革に当たっての考慮した事項についての3点からなるご質問でございますが、それぞれ3点のご質問内容には密接な関係がありますことから、総括的な答弁内容となりますことをご理解、ご了承願いたいと思います。

本年3月9日に開会いたしました、第1回村議会定例会におきまして、第四次島牧村

総合計画の策定に際し、前期推進計画の実施にあたり、取り分け「生活排水処理施設等整備事業」の早期着工に向けての強い要請、また、本年度より本格稼働いたしました「島牧光ネットワーク」の運用・管理に対する多種多様なご意見や問題点等、非常に厳しいご指摘等を受けたところでございます。

私といたしましては正直申し上げまして、平成22年度当初に機構改革を実施する考えでございましたが、先の定例会におけます議員皆様からの指摘事項・要望・要請事項等を真摯に受け止めるとともに、

混迷する現在の諸情勢に即応

する企画・政策担当部署の強化、これからも増大化する行政情報化施設・設備の管理運営、また、庁内における円滑な事務執行のための業務配分と村民の皆様にとって利便性を損なわない事務体制等の構築について、改めてこの時期における機構改革実施の是非も含め、当初の考えに対し忸怩たる思いで再考し、この度、関係条例の一部改正について議案提出したところでございます。

ご質問の中に異例の時期の行政機構改革ではないか、とのご指摘がございましたが、先に述べさせていただきまして、たとおり、機構改革を次年度に行う予定でありました私自身の考えを強く反省し、今まさに求められている村づくりを目指す、村政を遅滞無く執行するため、次年度まで待つことなく、必要最小限の機構改革の実施につきまして決断いたしましたこと、ご理解願います。

**佐藤議員**

時期ですとか、そういった

件については分かりました。

その必要性含めて、私も個人的に企画の部分を強化されたほうがよろしいのではないかとこの話は村長としたことでもあると思うのですが、私は中身については結構だと思っております。その進み方というのは非常に正しいと思うのですが、けれども、今の答弁の中には、どの部分を改善する必要があったのかということ、それから新しい行政機構を作り上げるにあたって、質問の要点である、どのような点に考慮されたのかということが答えられていなかったのではないかなというふうに思ったのですけれども、そのへんちょっと私の理解が足りなかったのかもかもしれませんけれども、そのへんもう1回お願いしたいと思います。

**藤澤村長**

どの部分に必要性があったのかというのは、先ほどの答弁の中でもこのような問題・課題があるということ、問題ある部分を述べさせた部分

が、いわゆる必要性を感じたところというふうに理解していただきたいと思います。

再質問の場面にもありまし

た企画制作部門の強化、また、いわゆる情報化社会、本村もそういう体制をとっておりまして、そういう部分での強化という部分を一つ強調した形で新たな課を1つ作らせていただいております。それから、2点目のどのようなかところか、配慮していったのかとか、そのへんの詳細的な部分に亘っての考え方かと思えますけれども、この部分につきましても先ほどの中で、住民の皆様にとって利便性が損なわれないようにしていくという部分が、取り分け、それぞれの行政窓口がどうなっていくのかというのは住民の皆様にとって、関心のある部分かと思えます。ご質問の慮はしたつもりでございます。後ほど議案の中での議論にもなるかなと思えますけれども、そういった部分では、大まかな申し上げたい部分と、現在、福祉課のほうにございます国保税に関する部分と、税務担当部門の他の税との統合を図るといふのが、一つそういった部分では具体

的な内容かなというふう

うところがございます。以上でございます。 **佐藤議員** 内容としては分かりましたし、企画を強化されることと、仕事量の再配分ですか、そのへんをご検討されたのだと思

います。 今、村長のお話にもありましたが、やはりこれだけ時代変化が激しい中で、それに対応するということも、私もその通りだなと思えます。 ただ、1点だけちょっと気になる点がございまして、課の新設をされるということは、課が増えるということであり、まずけれども、行政の中でよく問題点として指摘される部分として縦割り行政の弊害というものが言われます。 課を新設されるということ は、そのへんの細分化というものに繋がるわけでして、そのへんが益々進んでしまうの

ではないかという懸念が、ま  
ず1点ございます。

それと来年3月に、約5名  
の方が定年退職をお迎えにな  
られるということがあると思  
うのです。そうすると課は増  
える、実際の行政に関わる人  
間の絶対数が減るということ  
になります。各課における定  
数、これが少なくなってくる  
わけですけども、それらに  
対してどういうふうに対応さ  
れるのかなと、そのへんも当  
然考慮されていらっしゃると思  
います。

そのへんについてお伺いし  
たいことと、私は、今回この  
件について色々自分なりにも  
検討してみたことがあるので  
すが、村長、もちろんご存知  
だと思えますけれども、平成  
12年の地方分権一括法を通っ  
た後、行政と議会は二元代表  
制で、両方切磋琢磨しながら  
進めていくということで、議  
長のほうにも以前、お願いを  
しまして、議会基本条例等に  
ついて、ぜひ議会のほうの  
機構改革も進めて欲しいとい  
うことで、お願いもしてある  
経緯はあるのですが、それら  
も含めて考えた時に、今、先  
ほど村長がおっしゃった中で、

事務執行がスムーズにいくよ  
うにということでお話があっ  
た部分でいくと、村長が就任  
された時に副村長制を導入さ  
れましたよね。その時に濱野  
議員のほうから、副村長制に  
対して年間約150万、4年  
間で600万の経費増になり  
ますよと。しかし、そういっ  
たものは考慮されたほうがい  
いのではないかとすることに  
対して、村長が村民に開かれ  
た村づくりをするためには、  
副村長制を敷いたほうがより  
効率的になるというふうにお  
答えになっていらっしゃるま  
す。

どうも聞くところによりま  
すと、非常にそのへんがうま  
く機能していないのではない  
かということ聞かれます。

特に決済等において、副村  
長はかなりの面で代決ではな  
くて、専決権というものをお  
持ちになって執行することが  
できると思うのですが、その  
へんの進み方が非常に遅いと  
いうことが聞かれます。その  
へんについてのご認識と、ど  
のようにそのへんも含めて考  
えていただけるのか、お答え願  
いたいと思います。

#### 藤澤村長

大きく約3点に集約された  
ご質問かなと思います。順番  
に答えさせていただきますとい  
思いますけれども、最初の課  
が細分化することは縦割り行  
政の増幅化に繋がるというご  
指摘かと思えます。一般的に  
は、よくそのように言われて  
いることは承知いたしてお  
ります。

ただ、課の数が多い少ない、  
うちの村の行政規模として果  
たしてそれがどのくらいの課  
の数が適正であるのかどうな  
のかという問題はあるのかな  
と思いますけれども、私は課  
の数が多い少ないに拘わらず、  
縦割り型行政がこういうよう  
な小規模自治体の中で起きる  
こと自体というのは、非常に  
問題があるというふうに基本  
的には思っております。その  
ようなことで、常に職員には  
横に串刺しするような横断的  
な考え方を持って、また、自  
分のセクションにこだわら  
ず、ことなく意見を出して、また、  
アイデアを出してもらいな  
がら物事に当たる。

それから、場合によっては  
課を越えながら業務を一緒に  
共同して行っていく。そうい

うことをお願いもし、指導も  
しているつもりでございます。

具体的にあまりにも縦割り  
化が進んでいるような事例が  
あれば、ぜひご指摘してい  
ただきたいと思えます。

2点目の次年度、定年退職  
の大量発生年に当たるとい  
うことに対して、正直言  
まして、団塊世代の定年が  
ピークに達し、終焉化してい  
くのかなと思えます。それ  
に向けて、ある程度、先行的に  
職員の増強も図ってきている

ところではありますけれども、  
定数管理、また行政改革の  
集中プラン等の適正人員管理  
等も考慮に入れながら、今年  
度も新規採用職員等を採用し  
ながら、いわゆる次年度採用  
者になるわけですけれども、  
対応していきたいと思  
います。

そのことともう1点それに  
関連して、本村の職員の職務  
経験年齢構成というものが非  
常に歪化している状況ござ  
います。先ほどの話ともまた



△役場庁舎1階事務室（総務課、住民課、出納課）

重複する部分  
もございます  
けれども、場  
合によっては  
係長経験、主  
幹経験等々を  
あまり経験す  
ることなく、  
いきなり課長  
に成らざるを  
得ないような  
場面というの  
も、これから  
先の年齢構成  
の歪化の中で  
発生すること  
も起きるのか  
なという懸念  
もございます。



いずれにいたしましても、必ずしも年功序列的な考え方がいかどうかは別問題といたしまして、やはり職員の方には様々な経験を積んでもらいながら、管理職としての資質を高めていってもらうことが、今非常に求められているところかなというふうに痛感するところでございます。

と。特に、私がどうしても出ることが多い場合などは、専決権は専決権として実行してもらい、それは普段もそうですけれども、また代決権もございまして、代決権をもって決裁をしよう、そういうような体制でやっております。そういった遅滞なく進めていく上で、何か遅さを感じるといって指摘でございますけれども、それは先ほど申し上げましたとおり、中をじっくり熟知した上での決裁というものの、違う意味での表現かなということでご理解いただきたいと思います。

方でございます。

#### 佐藤議員

きちんとしたご答弁を今いただきましたので、これ以上の質問という形はいたしません。

3点目の問題でございますが、非常に厳しい指摘なのですけれども、ご承知のとおり副村長は非常に真面目な性格で、物事をきちっとしないとの気の済まない非常に実直な部下でございます。そういうことで、そのことが場合によっては決裁が遅いというような話にも発展しているのかなと思えますけれども、決してそうではなく、十分に内容を熟考した上で決裁している

ただ、今村長が持たれているご認識、今回の行政機構改革に対してのお話は十分理解はできますので、今のご発言どおりに十分に執行していただきたいと思います。厳しい指摘は私の指摘ではなくて、そういう声が聞こえてきているものを代弁しているだけです。そのへん十分ご理解

いただいて対応していただければ結構かなと思います。

## 国保税の値上げ



佐藤 伴則 議員

各家庭における公的住民負担の一番のウエイトを占めるであろう国保税の今後の見通しと、村長の今後の対応をどのように考えておられるか伺います。

#### 藤澤村長

国保税の値上げにつきまして、今後の見通しと対応についてのご質問でございますが、ご承知のとおり第2回村議会臨時会におきまして、国保税

率を改正させていただき、現年度課税分におきまして、前年対比で約10%ほどの国保税増額を見込んだところでございます。

本年度の税率改正の内容につきましては、応能・応益割合に格差が生じてきましたことから、国が進めております50対50の割合に近づけることを主たる目的としていたところでございますが、本村、国保会計に係る今後の運営予測というものは、極めて厳しい状態にあり、国保会計の健全化へ向けて早急に対応しなければならぬ状況下にあるというふうにご承知いただいております。

は、国保税収の不足分を補います国保財政調整基金も既に底を突いているような状態になりますことから、推測されず国保税不足分、約2,000万円程度の増税対策が急務となっております。しかし、約2,000万円の増税となりますと、平成20年度の国保税率を基礎数字として試算しますと、約40%の税率引上げが必要であり、単年度における高率な税の引上げは、国保被保険者にとっても大きな負担となることは容易に予測されるところでございます。

具体的に申し上げますと、平成20年度の国保財政調整基金の取崩し額は、約2,140万円で、年度末残高が約2,200万円となっております。今年度の基金取崩し予定額は、ほぼ同額の約2,200万円を見込んでおりまして、国保財政調整基金残高は、本年度末で底を打つと言いますか、底を突くと言いますか、そのような状況となっております。次年度以降の国保会計運営につきまして

国保会計の健全なる経営には、「運営経費に見合う財源確保となる国保税率を定めることが基本である」と考えておりますが、国民皆保険体制を支える国保は、その特性から税負担能力が非常に弱い方々の加入割合が高い状況等、様々な状況を多く抱えている条件下におきまして、次年度に行うべき国保税率の改正につきましては、私といたしましては激変緩和措置等を講じなければ、国保被保険者の理解も難しいものと考えるところではあります。

今年度中に国保税率の改正に関して、国保運営審議会に諮り定めて参りますが、仮に2、3年かけて段階的に税率改正を実施する場合、先ほど申し上げました激変緩和措置として、そのような方法を実施する場合、税額不足分につきましては、必然的に村一般会計からの繰入による補填が必要となりますことから、税率改正の方針につきましては、議会とも協議して参りたいというふうを考えておりますのでご理解賜りたいと存じます。

#### 佐藤議員

ちょっと物足りない部分があるのですが、というのは、今、村長がおっしゃったことはもちろんだと思いますし、今の対応は、私何も問題ないと思うのです。

国保運営協議会、3月に解散するまでの間には21年度中に今年度の税率について検討しようという話が、様々広域連合に移行することによって、今、村長がおっしゃられたように、審議会という組織を立ち上げた段階においては、実質マイナスが生じるのではないかという事態に至るぐらい

に国保会計というのは、前年度のそれに係わる経費が異常に増える場合があった場合には、その翌年度の状況がどうなるかというものは非常に立派な辛いということがありますから、村長が今おっしゃるとおりだと思います。

一長一短には簡単にいかならぬと思うのですが、まず、国保税は聞くところによりますと、一部広域連合に移行しておりますが、その中には将来的に広域連合に加盟されているところは、国保税の一本化という話が根底にはあったというふうにお聞きをしておりますけれども、介護保険と同じように様々な町村によって、サービスと云うか、医療体制が違うわけでございますけれども、そのへんも含めると、一本化していくというのは非常に容易なことではないなというふうな考えに成り立つのではないかなと思うのです。

そうした時に国保税に関しては、ある程度の期間を各自自治体毎がやっていかなければならないというふうなことになるんだと思うのですが、先ほどの村長のお話にもありま

したとおり、運営経費に見合う税率というものを本来であれば取られなければならぬと、しかし、激変緩和をしていかなければならないというのが今の段階だと思っておりますが、私は運営経費に見合う税率、それは受益者が負担をしますから基本にはあると思います。ただ、そういう形を基本においてやるのかなというふうに考えた時に、実は、村長を初め職員の皆さんが加入されている共済関係があると思うのですが、これは全く組織としては別なものですから、これも組織内で運営されていると思うのですが、例

えば、国保に加入されている方の所得と職員の皆さんが加入されている共済の中で、同じぐらいの所得、よく平均世帯、夫婦2人と子供2人とかという世帯もありますけれども、比べた時に、負担の割合というのはどのようになっているか村長ご存知かと思えますけれども、共済に加入されている方々のほうがたぶんかなり少ない負担になっているのではないかというのが、私がお聞きした範囲ではそのよ

うになっていると思います。まして特別職である村長は、一般職よりも更に少ないという現状があると思うのです。

自治体運営の中でいくと、あくまでも国保会計というのは特別会計ですから、その中で運営していくのが基本だと思っておりますけれども、現状そういった状況があっても、国保は国保の加入の人なのだから、それはあくまでも自分の中でやっていって下さいという形で村長はやっていかれるのかどうかという、そのへんの考え方を聞かせたいと思うのですけれども。

#### 藤澤村長

ちょっと噛み合っていない部分があるのですけれども、例えば、共済を例に出されて言われましてけれども、いわゆる保険制度の問題を論じられることでいけば、当然、雇用者負担分の発生している共済や社会保険とか様々な部分があるわけです。

先ほど私が答弁の中でも申し上げましたとおり、様々な条件を抱えた被保険者の方達が国保なのだ。いわゆる国の皆保険制度の基礎をなして

いるというか、支えているのが国保なわけです。そういう雇用者義務部分の外れた方達とか、その後どこに来るかと言うと国保に入ってくるわけです。

そういった意味では、何らかの職業的な収入が段々無くなってこられた高齢者の方々、後期高齢者になると、今、制度新しいのができましたけれども、いわゆる担税能力の非常に低い方々等の他にそういう方達も多く含んでいるのが、私、国保だと思っております。そういった上に成り立った国保制度というのは、私はそれなりに理解しているつもりでございます。

そのために軽減措置対策なり、様々なものが国保の中には制度として存在していますし、上限額等も定められていますというふうには感じています。

比較して云々というのは、ちょっと数字を持っていないのであれですけれども、確かに自分の所得と見合っただうなのかという部分を単純比較すると色々あるかもしれませんが、そのために私は、軽減措置対策等があるというふう

に理解しております。その上で、この制度を運営していく中で、様々な国保の支援制度を外れた部分というのは、本来原則として、被保険者、いわゆる国保税によって行われるのが当然だと思います。

ただ、それを割り込んだ時にそれではどうするんだとなると、それは、それぞれの運営自治体を持たざるを得ないという、これもまた大前提があると思います。だからと言って、無防備に不足した分を全て先行きの考えも持たずして、ただ負担すればいいのだという話になった場合、国保以外の一般住民の方達からすれば、まず国保自体の組合の自助努力が無い中で、なぜ村の一般会計からの繰入をしなければならぬのだという話に、私はなってしまうと思っております。基本的にはそういうふうを考えております。

ですから、先ほどの再質問の意味合いというのが、私は基本的にそういうふう抑えていますので、佐藤議員さんの再質問の趣旨というのは、ちょっと理解し兼ねる部分があるのですけれども。

#### 佐藤議員

今、村長のご答弁の中で、基本的には運営は自立した形でやっていくということは、それは私も理解します。それでも、不測の事態が生じた場合は、村が一般会計からの繰入をしても対応しなければならぬというの、当然しなければならぬわけですから、それは当たり前のことだと思います。

そういうことではなくて、一例として私が一番引っかけられているというか、村長がそういう形で激変緩和もしていかなければならぬし、むやみに何でもかんでも受益者の負担を増やさないで、一般会計から繰入をしていくのではないよということも分かりますし、そういうことではないのですよ、言っていることは。要するには、村民の皆様が納めている税金のうち、かなりの部分が交付税という形になっているのは村長も当然ご存知のことだと思うのです、ウェイトが大きいというのは。

あくまでも基本的にということですが、そこを確認した

いのですが、特別会計であるからこそ、その特別会計に関しては特別会計という枠の中で基本的に運営していくというのが基本ですよということ、私もそう思うのです。違うのですか。違うのであれば、逆に有り難いのです。

今、島牧の現状を考えますと、来年度もたぶん国保税を上げなければなりません。運営していくためには、私は単純に3千万から5千万ぐらいの基金はある程度持ちながら運営していかないと、単年度によって、高度医療を受けられる方が何人も出たりした時には、急に足りなくなるだろうということが発生して、くろうと思うのです。そうすると、ある程度の受益者負担は、私は求めていかなければならないということは、それはそうだと思います。

ただ、だからといって、これから少子高齢化になっていくよりも、もう島牧は進んでいるわけですから、たぶん医療費はどんどん掛かっていくと思うのです。そうすると、受益者負担の部分は、村からの財源投入をするお考えは村長の中にはお有りのよ

うですが、それは結構なのですけれども、かなり増えていくだろうということが予測されるのではないかと、ある程度の金額までいった時に、受益者の方が負担する部分ですよ。基本を別としてでも財政投入をしてあげて、受益者の方々の負担を多少でも減らしていただけるというお考えをどこかにお持ちなのかというところだけをご確認したいだけなのです。その部分だけをお伺いしたいと思います。

#### 藤澤村長

特別会計ということではなく私が申し上げているのは、国民健康保険制度上の問題であるということ、私は申し上げているつもりでございます。

その中で、国制度として行っているわけですから、自治体がいかにいいわけにはいかないわけです。そのことを私は言っているの、あって、投入する気が有るか無いかということではなく、そういうふうになれば自治体責任としてやらざるを得ないのです。

ただ、これは先ほど言いましたけれども、国保制度ですから当然、一定の数値を割り込みますと、国は国保会計に対する健全化計画、再建計画というふうにならざるを得ない。待たなければならぬのは定められてしまっている。原則論に戻っていくのです。ですから、そこらへんの見極めというものをしながら、税率改正努力をしながら、税源確保をしながら、逆に一般財政としてはどれだけ支援していただけるのかというバランスを考えてやっていかないと、無防備には出来ませんということ、私は先ほど申し上げているので、投入する気が有るか無いかといったら、投入するというのは大前提にあるのです。これはしなければならぬのです、そういうふうになつた時は、それ以上に更にと話、非常に慎重を要する部分だということ、私には思っています。そこを、そこをちょっとご理解いただきたいのです。

それと、高くなっていく、確かに低所得の組合員の方達も納税額が高くなります。で

も、軽減対策はあるわけですが。決められた率ではなくして、軽減化された額での、もちろん全体が高くなれば軽減されても若干高くなっていくのは事実ですけれども、エスカレーター的にはなりませんけれども、でも、その額を満度ではなくて税で軽減化された金額で済むわけです。更に高額化していく人は一定限度で、また資産のある方は一定限度で、上限額でそこでストップするわけです。

そういう制度の中で、何か国保財源というものは運営していった下さいということになっていくわけですから、最大限、それらの制度も活用しながら、ご理解いただきたいがらやっついていかざるを得ないというふうには考えています。

ご承知のことだと思えますけれども、今年行った応能・応益割も、国の一定基準を満たさなくなると軽減割合も変わってしまうというのは、ご質問者もご承知のところかと思えます。そうなると、むしろ低所得者の方達にすればするほど、軽減率が変わってしまうことのほうが大変なこと

になってしまおうというふうには考えていますけれども。そういう制度を最大限使える、ギリギリの範疇でバランスを考えながらやっていかざるを得ないのではないかなというふうに考えておりますけれども。そのような考え方でご理解賜りたいと思います。

## 医療体制



佐藤 伴則 議員

佐藤議員

たぶん私の言葉足らずで、村長に私がお伝えしたいというか、村長のお考えとして出していたいただきたい部分については半分程度は納得したのですけれども、個人的にお伺いさせていたきたいと思っておりますので、この点については本日はこのへんで終りたいと思います。

藤澤村長

今後の島牧村の医療体制についての質問でございますが、先ほど行政報告させていたいただきましたとおり、己斐医師が5月末で退職され、6月は常勤医師がいない中で北海道地域医療振興財団の格別のご支援によりまして、代診医師で何とか診療体制を確保している状況にあります。



△救急患者の受け入れ

また、行政報告させていたいただきましたとおり、7月からは岩城医師の後任として常勤医師1名が着任されますが、ご承知のとおり急患・救急等の受け入れについて、常勤医師1名で、24時間365日対応するということには不可能であり、当面は常勤医師1名と代診医師との交代体制で対応することになります。これを、まずご理解願いたいと思えます。

なお、医療体制に対する所見についてでございますけれども、原則論といたしまして、

一次医療の責任は各自治体にあるということは、もちろん承知いたしておりますが、その対応や方法というものは、それぞれの市町村によって異なっており、様々な取組が行われている実態があるかと思えます。

特に、夜間・休日におけます急患・救急等の対応につきましては、近隣町村に受け入れ可能な病院等がある場合、その医療機関が対応して下さっているケースが一般的には多いかなと思うところでもあります。

本村におきましても、道立寿都病院があった時は、その様に対応してきましたけれども、道立寿都病院が無くなったからは、ご承知のとおり一次医療は全て自前で対応することとなっております。その対応といたしまして、24時間365日の医療体制をとらざるを得ない状況にありますことから、医師2名体制となつたところでありまして、私といたしまして、当面この既成方針に基づき、医師確保に努めているところであります。ことをご理解賜りたいと思えますし、己斐医師の後任医師

突然の己斐医師の退任により、現在当村は常勤医が不在の無医村の状況にあります。

今後の島牧村の医療体制について所見を伺います。

の確保につきましては、議員皆様のお力をお借りしながら確保して参りたいというふうに考えておりますので、併せてご理解賜りたいと存じます。

#### 佐藤議員

先ほど村長が冒頭で、文書報告で5月18日付で成されたということを行政報告されましたが、私どものところに届いた文書は、議長宛に村長が出された文書を頂戴しております。私は、議長のご配慮によって、議員全員に配付をされたのかなというふうに思っております。そういう形で、今、村長のほうから、議会の皆さんにも今後の体制維持に対して協力をしたいというお話がございましたが、そういうことでの考えなのかということ、疑義を正直言って持っていたところがございます。

それで、1名体制、現在は代診医という形で対応をされているわけがございますけれども、これにつきましては、私は先ほど村長のお話にもありましたが、万やむを得ずという中で今の体制ではあると思うのですが、私

がこういう体制をとっていったほうが将来的にいいのではないかなというところは、そういう考え方を持っているのは村長もよくご存知だと思います。教育長でいらした時に、村長ともお話をさせていたいただいた時があるのですけれども、村長、お忘れかもしれませんが、けれども、村長も当時はそのようにおっしゃっておられたように記憶しております。

平成20年4月に飯塚医師の退職の申し出があつて以来、様々にご苦労もあつたと思いますが、昨年の秋、飯塚医師退任前まで、村長、非常にご苦労されて、今もそうだと思うのですが、医師の招聘に当たっていたと思うのですが、その時もそういうタイミングをもって、今の体制を維持していくということから方向転換をされたほうが私はいいのではないかなと思いますので、村長のお考えをお伺いした経緯もありますし、9月の一般質問でも、私のような意見ではないですけれども、どうするんだというふうなお話があったかと思えます。それに対して村長も、やはり既成的なものであるから、2名体制

を維持していくことを今は目的としてやっていくというふうにお答えになっておられます。

ただ、今の体制からもう1名見つかるまでの間、私は時間がかかるだろうというふうに思いますが、代診医等を頼みながら1名の常勤医では、それは厳しいでしょうから、やっていくというのが現状での対応だと思うのですが、それすらこれだけ世の中が医師不足、特に道内においても基幹病院でさえ医師がいなくて、そこに翻弄されている状況の中で、私は島牧があくまでも医師2名体制というものにとどまっていこうということによって生まれてくる弊害、そのへんは十分に考慮しなければならぬと思うのです。

私はこの機会をもって、1名体制というものを含めて、柔軟に考えを改めてみてはどうかというふうに村長ともお話をさせていただいたこともあると思うのですが、そのへんも含めて、ぜひご検討を願いたいと思えますし、それが島牧の住民の皆さんに安定した医療を届けるという点では、現実的なのではないかなというふうに思うのです。経

費の面も含めまして、当初医師1名体制の時には、当村の場合、約4千万ぐらいの持ち出しだったのが、今は6千万を越える持ち出しになっていると思うのですが、そういうことも全て含めまして、もう一度ご検討を願いたいなと思うのですが、そのへんについてのお考えを再度お伺いしたいと思えます。

#### 藤澤村長

道内における地域医療の現状というものは、今ご質問の中にありましたとおり、本当に厳しい状況です。北海道に限らず、医師不足と言いますか、そういう状況を国も解決すべく色々の方策をとっておりますけれども、これが実際に解決されるには、まだまだ長い年数が掛かるのははっきり致しております。

それから道内におきましても、診療所と言いますか、医療機関の中でも、取り分け診療所と小規模の医療機関、また病院等でも小規模病院等、いわゆる医療機関が24時間365日、常に開設しているという状況、最近、揶揄的にコンビニ化という言葉がよく

使われて出ているかと思えます。これらの状況というのは、非常に医師にとってもストレスの高いものであるというお話も随分出ております。私の記憶が正しければ、穂別診療所ですか、あそこが診療所のコンビニ化を続けるのであれば勤務出来ないということで、医師が引き揚げて、結局、閉鎖していった経緯が確かあったかなと思います。

ただ、そういった場所を見た時に、あそこは確か、むかわ町でしたか、合併町だったかと思いますが、隣の地域に24時間受け入れしてくれる病院がある上での状況下で、地域の方達が活用しているその診療所は24時間でなくてもいいのではないかと、結局、医者がなくなっていったという話になっていって、結局、医者がいなくなってしまうもので、閉鎖したような形かと思えますけれども、そのような状況があるかと思えます。要は言いたいことは、先ほどの質問の中にもありましたとおり、今うちの村がこの形で、未来永劫いくのかどうなのかということ、当然、私は時代の変化等々、周りの地域医療の状況等の中で

変化するのは当たり前だといふふうには考えております。当然、それによって様々な対応の仕方というものが生まれ、てくるであろうと思います。

前にもお話ししたかと思いますが、いわゆる道が示している地域医療の圏域、確か30圏域とかで区切っているかと思えますが、その1圏域の本村のおかれている立場で見ましても、非常に条件の悪い場所であります。また、地域医療に熱心な道内の先生ともちょっとお話しする機会がありました。島牧村は確かに非常に厳しい、先ほど言ったような事例の場所とは同じようなわけにはいかない場所です。ねということも、お話を伺っております。

私は現状として、この体制、まず既成方針に基づいてやっていくという基本的な考えでおります。ただ、先ほど言いましたとおり、周りの状況変化等に依りて、先ほど質問の中にもありましたように柔軟な考えを持って、常に見極めていくべきだということは私も考えております。

そのためには、やはり時間も掛かることですし、本村の

置かれている立場というものを周りの皆さんにも理解していただくかなければならないです。道が示している医療圏域そのものの話し合いも、まだ全く我々には無いわけですから、北海道の地域医療としての道の役割も含めて、私はやはり場面場面で訴えていきたいというふうには考えております。

その大局的な結果として、今の体制からちょっとずつ何か変わっていくことも起こり得ると思いますし、また、今、本村にいらしていただける先生にも、本村はこういう状況下で、こういう条件での診療体制になっていきますということもお話ししてありますので、仮に変化をもたらすような診療体制が起きた時には、勤務していただける先生との話し合いも当然必要かというふうにも考えております。そのようなご理解、また、ご意見をいただかなければならないというふうな考えでおりますのでご理解いただきたいと思います。

### 佐藤議員

村長と前にも個人的にお話

した時と同じかなというふうな思いですが、ただ、柔軟に対応するということなのですけれども、私はもう柔軟に対応する時期に来ているのではないかなと思うのです。現状として、今日現在は、島牧村には常勤医はいないわけですから、そういう現状がもう発生してしまつたのです。2名体制を今までの中でしていかなければならなかったということについては、私も本意ではありませんが、やむを得ない事態だったと思います。

しかし、過去5名の方の先生方を見て、今回辞められた己斐先生も含めて、糸矢先生以降の先生方は1年足らず、前後という方で、複数年契約をされても、皆さん残念ながら様々な理由もたれて退任をされていっております。

今度来る先生を信用したいとは思いますが、村長も当然信用されていると思うのですが、各先生方も必ず地域医療のためにということですが、やはり様々な諸問題をもたれて1年足らずで退職されていっている方が殆どです。そういう現状からすると、

この後にも質問がありますので、あまり申し上げませんが、けれども、もうそういうふうな考えをしてみるという時期に来ているのではないかなと、私は思うのです。時代に合わせ、その場面場面に合わせて、村長は考えていくということ、今おっしゃっておられますけれども、もうそういう時期なのではないかなと思

うのです。前村長は2名体制にする段階において、現在使用されておりません坪単価80万もする医師住宅建設の折に、政治生

命をかけて私はやるのだからということ、議会の皆さんも同意をされた経緯もありますけれども、現状はこうですよ。

そういう反省に立ったら、もう変えていったほうがいいのではないかなと思つたのです。村長もそんなに苦労する必要もないと思つし、以前の体制は体制としてあったわけですが、けれども、もうそういう時期なのではないかなと思つすけれども、そのへん要望と申しますか、申し上げて終りたいと思います。

## 藻場造成試験事業の成果



長尾 文裕 議員

昨年11月25日、床丹地区海岸汀線にて試行されました本事業の成果をお伺い致します。

## 藤澤村長

床丹地区藻場造成試験事業の効果についてでございますが、昨年11月、大平トンネルの永豊側から30メートルほどの床丹海岸の汀線部に、製鋼スラグと腐植土を混ぜた施肥ユニットを設置し、試験事業に着手したところでございます。

これら施設の事業効果についてのご質問でございますけれども、施肥ユニットを埋設した周辺と他の場所との海藻の繁茂状況を確認いたしました。残念ながら現在のところ、特段の変化は見受けられない状況であります。これからも海藻の生育はあるということであり、埋設した施肥ユニットは、3年間は効果を持続するというところでありますので、今後の成果を期待するところでございます。

なお、この実験方法の先進地であります寿都町の状況について問い合わせしましたところ、昨年ほどの繁茂効果は見受けられず、原因調査並びに改善策を現在検討しているとのことでございます。

日本各地の沿岸で「磯焼け」現象という海の砂漠化が進み

まして、本村の海域でもこの現象が顕著に現れてきており、

ウニ・アワビ等の漁獲量に多大な影響を与えておりますことから、この度の方法のみならず、「磯焼け」現象に効果のある工法が開発されましたら、漁業協同組合と連携を図り、取り組んで参りたいと存

じますのでご理解願います。

## 長尾議員

今年の自然環境と言いますか、天候変化と言いか、それから実際漁業者から聞いてみても、海藻の繁茂状況はあまり好ましくないということであるからして、こういう施肥



△本目海岸の磯焼け現象、石灰藻が海底を覆い、コンブ等の大型海藻は無く、白い岩肌にもウニの姿だけが見える。

にしても厳しかったのかなというふうには思いますけれども、昨年6月15日の道新の記事ですが、寿都町のが出ているのですけれども、やはり鉄分が豊富で即効性が高いということでも全国的にも20箇所程度でやっている。

それで、隣の寿都町で過去2カ年において町単独で製鋼スラグと腐植土、この事業をやっていたわけですけども、今年度は国の水産庁所管の「環境生態系保全活動支援事業」なるものが新設されました、ざっと読みますと、5年間に亘って事業を継続すると。それに合わせて、またモ

ニタリング、保全活動という形で、国費が2分の1、道費は4分の1、町費が4分の1ということでも640万、寿都町では今年予算化したそうなのですけれども、我が村としまして、せっかく昨年暮れにこういうことを始められたので単年度で終わって欲しくないなと。

というのは、手元に水産のほうから頂いたウニ・アワビ・海藻類の資料があるのですけれども、過去5年を見まして、だいたいウニですと18年

をピークに下がってきていると。アワビに関しては、だいたい年間1トンあたり、せいぜい金額で500万前後、これですと推移していると。やはり、ウニやアワビの主食たる昆布や藻場の造成ということ、絶対必要だろうなと。組合自身でも色々な取り組みをしていますけれども、私自身、たまたま漁業者の方にも、ウニ1個、タモで掬うのと同じ時間でしようと。それであれば、実入りが良いウニを獲得したならば、それが実際問題、単価として上がってくるのではないのかと。

つい2、3日前もある所で、この示された資料から、私は黙っていてもこの倍くらいのウニやアワビの生産は島牧でも出来るはずだと公言したのですけれども、そのためにもやはりきちんと漁協とタイアップした状態の中で、国の新設された制度をよく勉強されて、来年以降も継続するよう、去年11月にやったけれども、今年度に関してはまだ見通しは立っていないのだと思うのですが、次年度からは、きちんと事業化するという形で積極的にご検討いただけたら

いものか、そのへんのお考えをお伺い致します。

### 藤澤村長

昨年入れた試験事業につきまして、本当に小規模なものでございます。様々なことにまず、着手しながらやっていこうという考え方で始めた部分でございます。

今、ご指摘ありましたとおり、次年度以降に向けて国の制度等も活用することも視野に入れながら、もう少し本格的な効果が期待出来るような形での対応が出来ないものか、十分に検討させていただきたいと思っております。

### 長尾議員

検討に終わらずに実施に向けて頑張っていたいただきたいと思っております。



## 観光客のゴミ対策その後



長尾 文裕 議員

昨年12月の第4回定例会で一般質問致しました観光客のゴミ対策について、村側のその後の検討をお伺い致します。

### 藤澤村長

観光客のゴミ対策についてでございますけれども、本件につきましては、「観光客への清掃協力金の募金等の呼びかけ」を検討すべきではないかというご意見をいただいた件につきまして、答弁させていただきます。

観光客自らがゴミを捨てる

ことなく、自らのゴミを持ち帰っていただくことが最善策とは思いますが、観光地を抱える自治体にとって、観光地におけるゴミ対策は避けて通ることのできない問題になっております。

今後も観光振興を進める上で、いわゆる観光地のゴミ発生抑制対策として、観光客にゴミの持ち帰り意識の醸成を図るとともに、ご質問者のご意見のとおり「観光地清掃協力金」を募り、観光地のゴミ収集・廃棄に係る経費の一部にあてることを計画致しております。

具体的には、先進自治体で行われている事例でございますけれども、観光協会等の協力を得て募金箱の設置と管理を行って参りたいと考えております。また、募金箱の設置場所につきましては、観光入込み客の多い賀老高原駐車場とし、広く観光客へ募金協力を呼びかけて参りますのでご理解賜りますようお願い致します。

### 長尾議員

私としては今の答弁、大変不服であります。

観光協会とタイプアップで結構ですけれども、まず、場所が1箇所、この場所は再考すべきだろうと。少なくとも、私が思うには本目海水浴場、大平トイレ周辺、江ノ島のトイレ、それと賀老と、4箇所ぐらいは最低でもやるべきだろうと。

それと昨年、第4回の時の村長の答弁で、私の再質問に対して「新年度へ向けて検討して参ります」と。ただ、実際問題、私の見落としか、それが今年度を実施されるようになっていないだろうと見ていたのですけれども。それと合わせて、一般村民にしてみれば、何で観光客にそんなにお金を使うのですか、という思いの中にはあるかと思うのです。

そういった中で、前回の国の2次補正ではないですけれども、今回も議会の後、協議会の中で「地域活性化経済危機対策臨時交付金事業」、こういうお金を利用すれば、本来村の一般会計、村民に与える影響が少ないだろうと。どうしてそういうことをお考えにならないのか、私自身、不思議なのです。

村の一般会計というのは、やはり村民全体1年分に関する、出来ればそちらのほうに多くお金を使いたい。こうやって国が景気対策ということで、臨時交付金をこのように2回にも亘って支給する中で、募金箱なり掲示板を設置するのに、私はそんなに多額なお金ではないだろうと。多額でないと言っても、100万単位のお金は必要なのかというふうには思わないですけれども、そういうお金を利用して、来る観光客に対する意識改革の問題なり、島牧が実際取り組んでいる状況を来訪者にも理解していただく。これは大いにすべきではないですか、こういうふうなお金の使い方。今回の臨時交付金事業に関して、村側はこのへんまで突っ込んだ検討はされたのですか。如何ですか。

### 藤澤村長

何点かございましたけれども、場所の問題等、海岸線含めて増やすべきではないかという、具体的な場所もございました。そのへんちょっと検討させていただきます。最後の交付金事業等の活用の部分で





△海水浴客でにぎわう大平海岸

ゴミに関して、違う形での検討はした経緯はありませぬけれども、いわゆる観光地の観光客の投げ捨てによるゴミの対処についての部分については、ちょっと欠落していたかなというふうに記載いたしましたのであります。以上でございます。

**長尾議員**

これから大いに検討していただきたいと思

すけれども、この対策としての検討は正直言って、しては

いません。

**島牧村長寿者褒賞条例**



瀬戸川 豊 議員



本村において、多年に亘り地域社会の発展に貢献された高齢者に対し長寿を褒賞する制度があり、該当者は大変喜んで居る所でありますが、該当から漏れた方は残念な思いで居る事実があります。受給権者の居住要件について検討するお考えがあるか、村長にお伺いします。

**藤澤村長**

島牧村長寿者褒賞条例に係る居住要件等についてのご質問でございますが、ご質問にもありました、この褒賞制度は、「多年にわたり地域社会の発展に貢献された高齢者に対し長寿を褒賞し、併せて村民の敬老精神を高めることにより、高齢者福祉の増進を図る。」ことを目的として、平成4年度から始まった制度でございます。

本条例第2条におきまして、褒賞対象者は88歳では、「本村に5年以上住所を有し、かつ現に居住している満88歳に達した者」、100歳では、「本村に10年以上住所を有し、かつ現に居住している満100歳に達した者」となっております。

ご質問の趣旨は、この居住要件について検討する考えがあるかとのことでございますが、制度開始当初は、指して問題にはならなかったことでもあります。ご質問者の言われるとおり、条例上「現に住所を有し、かつ現に居住している」となりますと、一例ではあります。誕生日の1週間前に入院したり、或いは施設に入所した者が対象外となることも発生することとなります。

手本となっていたいただきたい、との思いを長寿者褒賞条例として制定し「慶祝金」をお渡ししていること認識しており、居住規定の取り扱いにつきましても、現状の6ヶ月の範囲以内が妥当ではないかと考えておりますのでご理解賜りたいと存じます。

**瀬戸川議員**

ただ今、縷々説明がございました。

このようなことでは条例の趣旨が反映されないことと、平成13年に長寿者褒賞条例施行規則を見直しまして、「現に居住している」との規定を「入院等の事情により不在の場合であっても、実施期日以前6ヶ月の範囲内で居住している者」も対象者にする。こととし、可能な限り多くの対象者に支給できるよう対象者の居住要件を緩和した経緯がありましたことについてご理解賜りたいと存じます。私といたしましては、条例の趣旨を鑑みますとき、この島牧村で暮らし、頑張っておられる方にこれからは元気で島牧村で過ごされ、後進のお

居住要件も変更がされて、極力、高齢者の方にお祝い金を支給できるように配慮をされているということでございます。ただその中で、村民はなかなかそのへんのところを納得していないというか、制度そのものを良く知らない部分もあるので、うか、現に住所があつてたまたま不幸にも、やむを得ず長期入院したり、また、施設に入らざるを得ないという状況の中で、貰える人と貰えない人というそのへんのところ、特に本人以上に、子供さん方が熟知たる思いをしているのです。もちろん本人も「貰えなかつたんだ。」というふうな声を聞いています。

そこで今、村長がおっしゃるように、目的の中にあります「地域社会の発展に貢献された高齢者の方に対して」というふうなことで言っておりますけれども、この目的の文言と規則に載っている受給権者の居住要件というものが、

ちょっと合わなくなってくるのではないかなと。ですから、居住要件で規定しているものと、目的として掲げている文言がずれてしまうのではないかなという懸念があります。

目的について「地域社会の発展に貢献された高齢者云々」という文言を変更していくのであれば、88歳、100歳については、5年、10年以上の住所を有し、現に居住している云々ということ、また、先ほどの入院等の事情により不在の場合であっても云々という部分が有効に発揮できると思うのですけれども、どうも第1条の目的の部分の文言が引っ掛かるのではないかなという気がします。

もし、この文言のままではないのであれば、該当から漏れるような人に対して、お金にこだわらないで、例えば、記念品を渡すとかいうふうなこ

とで対応することも可能ではないかなということが考えられるのですけれども、そのへんどうですか。検討するお考というか、余地がありますか。ちょっとお伺いしたいのですけれども。

**藤澤村長**

いずれにしましてもどこかで切らないと、居住要件とかそういったものを明確化しないと判断のしようが無くなってしまう。

例えば、極端な言い方をすると、ずっと実際に何年も、9年ぐらい居なくても何らかの対象者になってしまう。そういう部分があると思うのです。最初、制度創設した時は、そういうことっていうのは全く想定しないでやってきたと思うのです。善意で物事を解釈しながら創設されたと思うのです。

それで、現に元気でいらっしゃる、島牧で暮らされているということを大前提として作られた部分ですが、私は基本にあると思うのです。そして、これからも元気で島牧で暮らしていただきたいという思いが、そこにあると思うのです。

ですから創設当初というのは、居住要件とかさういったことというのは、住んでいるのが大前提で当たり前という意識が私は強かったと思うのです。

ただ、先ほども言いましたとおり、たまたまその時、施設に入ってしまった、入院してしまいました。ではもう、該当にならないのですか。それは余りにも極端過ぎるのではないかとということで見直された結果が、6ヶ月、半年というところで、これはどこかで区切りをつけないと歯止めが効かなくなってしまうという思いで、あえて6ヶ月、半年間という形を定めたという経緯があるかと思えます。そういうことで、ご質問者のご意見も分かるのですが、一つは、これ以上拡大するというのは、なかなか歯止めが効かなくなっていく原因になってしまふかなということでご理解いただきたいのと、褒賞条例制度自体の目的を変えることによって慶祝金、いわゆる現金以外の形のことが出るのかという部分がございますけれども、目的そのものをまた変えるという部分が、

やはり条例制定して制度発足したことからはいけば、ちょっと趣旨に沿わなくなってしまうのではないかなと、それであるならば、全く違う制度としてものを考えるべきではないのかなというふうに思うところで、長寿者の皆さんに敬老精神を持つということとは原則、大切なことだと思いますし、そのための敬老会や様々な行事で、この年齢とは別にお祝いの品等もお出ししている経緯等もございまして、あえて違う形で条例制定しての褒賞というのは、今のこのままの状態で構わないのではないかなというふうには私は考えさせていたただいておりますことをご理解いただきたいと思います。

**瀬戸川議員**

村長のほうから丁寧な説明がありました。

私の今の質問は、俗に言うところの島牧村に住所を置いていて、殆ど息子さん、娘さんの所で生活して、お盆に1回ぐらい帰ってくるという人のことを言っているわけではなくて、その人はいくら住所があっても、これはやはり変

な話、論外というふうになつてしまふと思うのです。

ただそうではなくて、村長もおっしゃったように、現にやむなくという方もいるのです。だから中には、高齢者であっても現に村民税を払っている人とかいるわけです。それで、なお且つ入院している。そうしたら、少なからず村に貢献しているし、かつても貢献しているし、今もそれなりの責任を果たしている。だけれど、不幸にもたまたま体の調子が悪くて入院していると、そういう人も貰えないですよ。88歳になっても、100歳になっても貰えないと。

そこに理不尽な思いを抱いているということが耳に入ってくるのがあったので、今回こういう質問をさせていただいたこととさせていただきます。また今後、これから鋭意検討される時期がくるかもしれない。その時はまた、鋭意検討していただいで対応して貰えれば有難いと思います。

## 村内公共施設名の整合性



瀬戸川 豊 議員

村内における公共の施設について、時代の経過と環境の変化等によって、施設の名称が現在においてはそぐわないものがあるように思われます。特に「歌島児童館」においては、その端的な例ではないかと思いますが、施設の名称について村長はどのように考えているのか、お伺いします。

藤澤村長

村内公共施設の名称につきまして、時代に即したものに

なっているかとの質問でございますけれども、現在村内には「歌島児童館」「原歌生活館」「栄浜へき地保健福祉館」など旧厚生省所管補助事業で建設した施設と、「生活改善センター」「漁村環境改善総合センター」など農林水産省所管の補助事業で建設した施設がございます。建設当時採択されました補助事業名がそれぞれの会館名称となり現在に至っている現状がございます。

「歌島児童館」につきましては、児童の福祉増進に関する諸活動の推進を図るため、児童福祉法の規定によりまして昭和46年度に建設し、建設後には季節保育所を開設し、地域の児童の健全育成に努めて参りましたが、昭和54年に島牧保育所が開設された際に約10年の開設期間を経て、この季節保育所も廃止となり現在に至っております。

ご質問者のご指摘のとおり、「児童館」の他にも施設名が実態に即したものと思われなものがございますが、私といたしましては、地域住民の皆様が慣れ親しんで呼び続けられておられる施設名称につきま



△歌島児童館

して、改めて名称を変えることは特段考えてはおりませんが、今後、地域住民の方々から名称変更の要望があります時は、例えば、豊浜地区の「豊浜会館」の事例同様、地域住民の皆様とご相談のうえ、名称の変更をしていきたいと考えておりますのでご理解賜ります。

それから「児童館」につきましましては、建設時より既に15年以上が経過しておりますことから、名称を変更する場合には「児童館」としての廃止届を提出すれば良いというよううな回答を関係機関からもいただいておりますので、地域

住民の皆様は名称変更へのご希望がございましたら、建設時の国庫補助事業や起債事業等の調整に係ります手続きもいるかと思いますが、名称を変更することは、ほぼ可能ではないかなと思っておりますのでご理解賜りたいと思ひます。

瀬戸川議員

今の説明で、俗に言う、籠かごは外れているという部分ですね。要するに、その名称についての拘束力が無くなってきているということ、将来的に諸手続を踏めば変更ということもあり得るといふ説明で

あったと思うのです。

私もあちこち仕事で行きまされども、やはり他の自治体でも「児童会館」とか、「児童館」という名称がついた施設があります。或いは「生活改善」という名前がついた建物があるのを見受けて通るのですね。その地域の事情というものを見た時に、当初お話ししたように、現状とそぐわないというのが見受けられます。「児童会館」とか、又は「生活改善」といふふうな、そういう名前を掲げている施設、状況を見ると、どこも過疎化でいふふうな、また子どもが少なくて、でもまだに使っているという部分が見受けられます。

そういう状況の中で、昔から「名は体を表す」といふふうなことを言われますように、やはりその時代の状況に合わせて名称もそれなりに変えていっていいのではないかと。特に我が村においては、将来的に村民が夢や希望、そういうものを持って向かえるような明るい名前をつけるということも一ついいのではないかと、大きな言葉で言うと、地域の活性化みたいなもので、

そういう意味では、私は本目地区に建てられた「おあしす」というのは、非常に私は名称として良いと思うのです。非常に明るくて希望が持っていて、そしてそこに一つ一つの言葉の意味合いを付け加えてやっているの、そういうものを、将来これから本村にお

いても拘束力がもし無いのであれば、村長がおっしゃったように地域住民の意見等を聞く中で、名称変更ということも考えていってもらえれば私は嬉しいなと思うことであります。ぜひ、そういう方向で対応していただければ有難いと思います。

## 携帯電話の不通地区



後藤 諭 議員



島牧村国道沿いについては、ほぼ使用可能になりましたが、宮内地区、千走川温泉地区が使用できませんが、その地区の解消をどのようにお考えか伺います。

藤澤村長

本村は電波条件が非常に厳しい、難しい地形でありまして、携帯電話の不感エリア解消に向けては、今までも国の

補助制度の活用により村が事業主体となって鉄塔を整備すること等で、携帯電話事業者と協議しながら解消を図ってきたところでございます。その結果、ご質問者のおっしゃるとおり国道沿いにおきましては、ほぼ解消とはなっておりますが、住家の極めて少ない地域では、事業者の採算上の問題から鉄塔等の設置も難しく、不感地域として

残っている現状でございます。村内では宮内地区、千走温泉地区の他、第一栄浜地区も不感エリアとなっております。このうち宮内地区につきましては、平成22年度に国の補助を受けて解消を図るべく事業者との協議を進めておりましたが、先月中旬に北海道総合通信局より国の経済危機対策として、携帯電話等のエリア整備事業を本年度推進するので、今回前倒しで実施できないかとの話もありまして、総合通信局側からも事業者に話をするというところで、本年度、宮内地区と第一栄浜地区において解消を図るべく、現在、道を通じまして事業要望書を提出しているところでございます。これが決定次第、議会に補正予算を提出し事業を推進して参りたいと考えております。

なお、千走温泉地区につきましましては対象者が1世帯とのことで、ランニングコスト等を考える時、事業者が将来に巨り採算割れすることが明らかであるとのことから、今回は見送りとなっております。この地域の解消につきましましては、今後新たな技術開発がな



△国の補助を受け平成11年に整備された携帯電話用鉄塔（第二栄浜地区）

されるまでの課題であろうというふうにご存じます。ご理解賜りたいと存じます。

後藤議員

宮内、栄浜については、年内中使用可能という説明でございましたけれども、千走

温泉地区には観光客とか、タケノコ採り等の遭難等もございまして、そういう面で携帯電話があれば都合がいいのではないかとということで、ぜひ、これからの積極的に各関係機関に働きかけをいただきまして、早く設置できるようにお願い致します。

藤澤村長

21年度事業としての着工に恐らくなるということで、実際にそれが事業採択されて21年度事業として着工になって、経済危機対策事業等の関係もございまして、かなり実施時期がずれ込んでいく可能性がございまして。

実際には22年度に完成等がずれ込む部分もあるかもしれませんが、ご理解願いたいと思います。

## 医師確保の見込み



後藤 諭 議員

医師退職後、医療財団から派遣されておりますが、医師が3、4日で交代になっていくようで、安心して病院にかかることが出来ないという声がありますが、今後の体制について伺います。

後藤議員

先ほど佐藤議員のほうから質問がありまして、色々と説明をいただきまして、その通りだなと思っておりますし、私も以前に医師2名よりも1名体制で近隣の町村と救急体制をきちっと確立して、村の医療体制を凶たらどうかということは話続けておりますが、2人でやるということと決定されまして現在に至っております。

それで先ほど説明いただきましたので、この質問については答弁いただきませんが、何とか医師確保については今以上に努力をされまして、村民安心の医療のために健闘されたいと思います。

藤澤村長

答弁は要らないということでございますけれど、医師確保の見込みについてであります。

すけれども、後藤議員さんからのお話にもありましたとおり、安心して診療所にかかれ、ないというその声に対しては、私も非常に憂慮しているところでございます。住民の皆さんが安心して診療を受けられるよう、1日も早くそのような体制を作っていくべく努力して参りますので、ご理解賜りたいと思います。

## 藻場造成の結果



後藤 諭 議員

後藤議員

これも先ほど長尾議員から質問されました、長尾議員も縷々、よその町村等の状況も踏まえ説明いただきましたが、村長もご理解いただけたと思えます。

私も江差、せたなの漁協の人達から聞きましたけれども、魚の残飯等を金網の袋に入れて海で試験をしているそうです。特に江差のイカごろは成果がありますし、せたなが今やっているのは魚の残飯、それを金網に入れ、海に入れていくそうです。それについては、細目昆布、わかめ等の付着がすぐ、成果が良いように聞いております。

先ほどのスラグもそうですけれども、スラグについては私は専門家ではなくてちょっと聞き及んだところによりまして、真水の発生する所にはあまり良くないということ、床丹の近辺には大平川の下流も前後にありますので、そのへんの影響もあろうかと思えます。

ただ1点、島牧で1番昆布、わかめ等の多いところは、島の久保田さんの裏です。あのへんは、やはり今もって昆

布、わかめ等がたくさん育っています。あと、栄浜、植車についても年々減っているように思いますので、どうかそういう地域の浅海漁業者の意見等も踏まえながら、色々な部分で今後の造成のために、村長、また水産課長もひっきりぬめて検討されたいと思えます。答弁は必要ありません。

藤澤村長

答弁は要らないということでございますけれど、藻場造成の関係につきましても、様々な方法等も検討していきながら、一番本村にあった良い方法について地域の漁師の皆さんの声も聞きながら、進めて参りたいと思えますのでよろしくご理解願いたいと思えます。



# 意見書の提出

次の意見書を可決し、関係省庁へ提出しました。なお、紙面の都合で内容を要約して掲載しました。

のです。

**意見書第1号**  
所得税法第56条の廃止を  
求める意見書

所得税法第56条は、「配偶者とその親族が事業に従事した時、対価の支払は必要経費に参入しない」となっています。家族が家業に従事している場合、その賃金は税法上では必要経費に認められず、全て事業主の所得に合算され、わずかな控除しか受けられません。

そのため、家族従事者は社会的にも経済的にも自立できない状況で、後継者不足に拍車をかけています。税法上では青色申告すれば、賃金を必要経費にする事はできますが、申告の仕方で異なるのは矛盾しています。よって所得税法第56条の廃止を国に求めるも

**意見書第2号**  
北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書

今、わが国は格差社会が進み、低賃金により働いても生活苦から逃れられない労働者層が増加しています。正社員から非正社員へと雇用が移り、今や労働人口の38%弱が非正規労働者と言われ、1千万人以上が年収200万円以下の生活を余儀なくされています。法定労働時間満度に働いても北海道の場合は月額11万6千円弱、年額でも139万円程度にしかありません。

よって、今年度の地域最低賃金の改定に当たっても、中小企業等の生産性向上などを考慮しつつ、経済的に自立可能な水準への改定を関係機関

に求めるものです。

**意見書第3号**  
核兵器の廃絶と恒久平和  
を求める意見書

核兵器は未だ世界に約2万1千発も存在し、核兵器の脅威から、今なお人類は開放されていません。核軍縮はもとより核不拡散体制そのものが危機的状況に直面し、核保有五カ国に加え、核拡散防止条約未加盟のインド、パキスタンは核兵器を保有し、さらにイスラエル、イラン、そして核実験した北朝鮮の動向などは核不拡散体制を大きく揺るがしています。

政府においては、核兵器の廃絶と恒久平和実現のため、来年開かれる核拡散防止条約再検討会議に向けて、実効ある核兵器廃絶の合意がなされるべく核軍縮・不拡散外交に強力に取り組みられることを要請するものです。

**意見書第4号**  
2010年度国家予算編成における義務教育無償、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率2分の1復元、就学援助制度充実など教育予算の確保・拡充を求める意見書

義務教育費国庫負担金の負担割合が2分の1から3分の1に縮小されたことや地方交付税削減の影響、厳しい地方財政の状況などから、教材費や図書費、学校施設などを含めて教育条件の地域間格差が拡がりつつあり、準要保護就学援助認定基準や支給額の変更を余儀なくされている現状です。

北海道では、全国的水準との格差だけでなく、市町村間の格差が拡大することが危惧され、地方の教育水準の低下をもたらしかねません。そのため、国の責務において教育予算を確保・拡充させること等を要請するものです。

**意見書第5号**  
地方分権改革にあたり地域経済等に配慮を求める意見書

昨年の閣議において決定した地方分権改革は、国の出先機関の事務・権限の見直しであり、北海道の行政・経済へ大きな影響を及ぼすことが懸念されます。また、今日の危機的雇用・経済情勢を考えると、国および地方機関の積極的かつ一貫した雇用対策が地域経済には必要不可欠であり、その組織体制の維持強化をはかるべきです。

地方分権を進めるにあたっては、住民生活の安定と向上がはかられることを前提に、内需拡大のための地方経済の発展、地域における雇用の維持・創出等という観点で取り組むことを国に求めるものです。

**意見書第6号**  
全国健康保険協会管掌健康保険の財源調整機能の拡充等を求める意見書

政府管掌健康保険は法改正により全国健康保険協会管掌健康保険に移行しました。制度の移行に伴い、全国一律の8.2%であった保険料率は、都道府県単位ごとに設定することになり、厚生労働省の当初試算では、北海道が8.

75%となることが明らかにされ、今後も保険料率の上昇が危惧されるのであります。協会けんぽ財源は全国調整することになっておりますが、被保険者の責によらない医療サービスの偏在、供給体制、社会的要因及び自然的要因なども加味した制度とすることを国等に求めるものです。

**意見書第7号**  
**地域医療確保と自治体病院充実のための予算の大幅増額等を求める意見書**

国の医療費抑制政策によって、深刻な医師・看護師不足問題が発生し、病院・診療所の閉鎖、診療科の閉鎖、病床数の削減が相次いでいます。住民の命と暮らしを守る自治体病院の役割をきちんと評価し、医師・看護師の増員、地方交付税の増額等、地域医療の中核的存在である自治体病院の安定的運営のための支援を強化することを国に求めるものです。

**意見書第8号**  
**現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書**

保育・学童保育・子育て支援施策の整備・拡充に対する国民の期待が高まっています。しかし、保育制度改革論議は、直接契約・直接補助方式の導入や最低基準の廃止・引き下げなど、保育の責任を後退させる市場原理に基づく改革論であります。

すべての子どもたちの健全な育ちを保障するために、保育・学童保育・子育て支援施策を大幅に拡充するよう国に求めるのであります。

**意見書第9号**  
**生活保護の「母子加算」の復活を求める意見書**

生活保護の母子加算が2009年3月31日で全廃されました。母子家庭は一般世帯の4割にも満たない収入であり、母子加算はひとり親の生活保護世帯に対し、子どもの健全な育成のために出されたもので、子育てに欠かせ

ない給付であります。よって、生活保護の母子加算を復活するよう国に求めるものであります。

# 村議会

## 臨時会

### 第2回

平成21年第2回臨時会は、4月24日招集され、村長の行政報告のあと、議案11件を審議、可決し、同日閉会しました。

ら、本件に関する北海道としての取り扱い方針を得ることができましたので、お知らせいたします。

今回の件に関して、北海道として平成21年2月25日に島牧村社会福祉協議会居宅介護支援事業所に対して監査を行い、「人員に関する基準についての改善指導」及び「運営に関する基準についての改善指導」がありました。

## 行政報告

藤澤 克 村長

■介護保険サービスに係る不適切な処理に関する北海道の取り扱い方針

第1回村議会定例会におきまして、介護支援専門員の資格失効に関して行政報告をいたしました。その後、4月20日に後志保健福祉事務所か

に対し、いずれも規定を遵守していなかったことから、適正に人員配置するようとの改善指導であります。

2点目は「運営に関する基準についての改善指導」についてであります。居宅介護支援事業所の管理者は、介護支援専門員に居宅サービス計画の作成に関する業務を担当させることになっていることに対し、介護支援専門員ではない者に居宅サービス計画を担当させていることが確認されたことから、今後介護支援専門員に計画作成をさせるようにとの改善指導であります。

以上の2点が、北海道としての改善指導事項であり、本件以外の指導事項については無いとのであります。

重要課題となっております。後志保健福祉事務所において、た介護報酬の返還に関して、後志保健福祉事務所に確認したところ、「北海道としての改善指導事項は、人員に関する基準についての改善指導及び運営に関する基準についての改善指導の2点のみである」とのことです。

から、このたびの改善指導事項には介護報酬の返還に関しては含まれないものと判断い

たしました。

また、社会福祉協議会の更  
新年度を取り違えておりまし  
た介護支援専門員に対しては、  
厳重に注意するとの通知がご  
ざいました。

本来、介護支援専門員証が  
失効しているにもかかわらず、  
業務を遂行した場合は、登録  
が抹消され5年間は登録でき  
ないことになっているところ  
であります。本人も意図的  
に行っていたわけでもなく、  
仕事も実直に行っていたこと  
から、厳重注意で済んだもの  
と思っております。

いずれにいたしましても、  
このたびの件に関しましては、  
事務を遂行する上で注意  
を払っていただければ、このよう  
な事態を招かなかったものであ  
り、そのため村民の皆様並び  
に議会議員の皆様に変な迷惑  
をおかけいたしましたこと  
に對しまして、深くお詫び申  
し上げますとともに、職員に  
は、今後このようなことを繰  
り返すことがないよう厳重に  
注意することを申し添え、報  
告とさせていただきます。

#### ■ 定額給付金の支給状況

定額給付金につきましては、  
4月17日から支給を開始し4  
月27日の第3次支給処理分  
で対象世帯938世帯に対し、  
支給総額は828世帯で88.  
3パーセントの支給率となり、  
支給総額は2,906万4千  
円であります。

支給事務につきましては、  
本人の居所が転居等で不明な  
ため戻ったものが数通あった  
ほかには、特段の問題もなく  
支給事務を執行いたしております。

定額給付金の申請期限につ  
きましては、9月末までと  
なっておりますが、住民の皆  
様には地域経済への波及効果  
なども考慮いただき、早期に  
申請していただくよう、広報  
活動を行ってまいりたいと存  
じます。

#### ■ 地域活性化・生活対策臨時 交付金事業の執行状況

交付金事業に係る総事業費  
は1億5,865万8千円に  
対し、平成20年度末までの完  
了件数は8件、当該事業費は  
632万6千円であります。  
また平成21年度に繰り越した  
予算につきましては、事業件

数23件、当該事業費は1億5、  
233万2千円であります。

今後の予定についてであり  
ますが、地域活性化の一助と  
なるよう早期に事業等を執行  
してまいりたいと存じます。



△臨時交付金事業で購入したAED（自動体外式除細動器）の  
使用説明を受ける小学校教職員



#### ■ NHKからの助成制度

NHKからの助成制度につ  
きましては、今まで共聴施設  
等でテレビ視聴していた方々  
に対し、自治体が自主的に  
ケーブルテレビ等を整備する  
ことにより、デジタル中継局  
設置が不要となる場合などに、

NHKが自治体に対し助成で  
きるという制度であり、昨年  
の11月12日にNHKが国の承  
認を受けた新たな制度であり  
ます。

当初は、本制度の制定後  
に、「事業に関する事前協議  
を行って承認を受けた自治体

が対象になる」とのことであ  
りましたが、本村の情報通信  
基盤整備事業に関しては、私  
と担当者として平成19年11月5  
日にNHK札幌放送局長に対  
し、直接、本村事業に対する  
経費助成を依頼した経緯もあ  
り、島牧村についても助成対  
象として欲しい旨、強く要  
望してまいりましたところ、  
このたび全国で最初の助成対  
象自治体となることができま  
した。

助成制度の内容につきまし  
ては、本村世帯の中でNHK  
との放送受信契約が締結され  
ている世帯数に2万8千円を  
乗じた額が助成されることと  
なっており、概ね2千万円程  
度かと思われませんが、村がN  
HKへの助成申請にあたって  
は、村民の皆様の同意書が必  
要となりますことから、現在  
島牧村テレビ組合連合会を通  
じて「ケーブルテレビ等への  
移行に際しての助成申請者管  
理票」の取り纏めをお願いし  
ているところでございます。

本件に関する予算措置につ  
きましては、6月定例議会に  
おいて補正させていただきました  
ますが、この助成制度を活用す  
ることにより、島牧光ネット



ワークサービスを維持運営するための経費に充てることで、村民の皆様にも今後安定したテレビ画像等を提供できるよ  
う努めて参りたいと考えていますので、よろしくご理解賜  
りたいと存じます。

■島牧ウインドファームの現状

先に開催されました村議会第1回定例会において、島牧ウインドファームの3号機ブ  
レードの3枚のうち1枚が損傷し、下側約半分が地上に落  
下したことにつきまして、ご報告いたしました。が、はまな  
す風力発電株式会社では事態の重大性から、雪解けを待た  
ずに風車部分の全体を取り外し、更なる安全確保と破損の  
原因究明を進めることにして  
おりました。

しかしながら、3月下旬以降幾度か点検作業を行う準備  
をいたしました。が、吹雪や強風などの影響もあり、高所作  
業車や大型クレーンなどの車両の進入が困難となり、現地  
作業が進んでいない状況であ  
ります。

今後の作業につきましては、場内の雪が無くなることを  
待って、事故のありました3

号機の風車の取り外しと残る5機の総点検を行うとのこと  
であります。当面、損傷部の撤去を行いましたので事故の  
再発はないものと考えられま  
すが、はまなす風力発電株式  
会社に対しては、今後も  
引き続きサイト付近の安全対  
策を講じるよう要請してまい  
りたいと存じます。

■指定寄付

島牧村地域振興基金への指  
定寄付についてであります。が、  
去る3月18日、寿都生コン株  
式会社様より、村の振興に役  
立ててほしいと10万円の指定  
寄付があり、採納の意に沿う  
べく地域振興基金に積み立て  
ることとし、補正予算へ計上  
しておりますことを申し添え  
ます。

審議した議案

専 決 処 分

▼平成20年度一般会計補正予  
算(第10号)

特別交付税・地方贈与税等

の確定及び不用額の整理  
1, 182万9千円減額  
定額給付金給付事業及び  
地域活性化・生活対策臨  
時交付金の各事業併せて  
1億9, 310万4千円(簡  
易水道事業特別会計繰出金7,  
241万8千円を含む)を繰  
越明許費とする。

円を繰越明許費とする。  
◎全員賛成で原案承認  
▼平成20年度老人保健特別会  
計補正予算(第3号)  
老人医療費等の確定及び不  
用額の整理  
137万5千円減額  
◎全員賛成で原案承認  
▼平成20年度介護保険事業特  
別会計補正予算(第5号)  
介護保険事業及び介護サー  
ビス事業の確定及び不用額の  
整理  
1, 056万3千円減額  
◎全員賛成で原案承認

繰越明許費とは…  
地方自治法に規定されています。歳出  
予算の経費のうち、その性質上又は予算  
成立後の事由により年度内にその支出を  
終わらない見込みのあるものについて  
は、予算の定めるところにより、翌年度  
に繰り越して使用することが認められて  
います。  
この翌年度に繰り越して使用すること  
ができる経費を繰越明許費と言います。

▼平成20年度国民健康保険事  
業特別会計補正予算(第5  
号)  
医療費等の確定及び不用額  
の整理  
643万4千円減額  
◎全員賛成で原案承認

▼平成20年度簡易水道事業特  
別会計補正予算(第5号)  
地域活性化・生活対策臨時  
交付金事業7, 241万8千

人 事 案 件

▼人権擁護委員候補者の推薦  
任期満了に伴う人権擁護委  
員の推薦にあたり、杉山幸代  
氏を適任者として推薦するこ  
とで議会の意見を求めるもの  
です。  
◎全員賛成で原案同意

◎全員賛成で原案可決  
▼国民健康保険条例の一部  
改正  
地方税法及び国保税率の改  
正により、本条例の一部を改  
正する。  
◎全員賛成で原案可決

契 約 議 決

▼物品購入契約の締結  
じん芥収集車購入  
契約金額  
1, 335万6, 475円  
契約の相手方  
有限会社高島自動車工業  
◎全員賛成で原案可決

補 正 予 算

▼平成21年度一般会計補正予  
算(第1号)  
緊急雇用創出推進事業の追  
加  
259万4千円追加  
◎全員賛成で原案可決

条 例 改 正

▼村税条例等の一部改正  
地方税法等の一部改正に伴  
い、本条例の一部を改正する。

◎全員賛成で原案可決  
▼平成21年度老人保健特別会  
計補正予算(第1号)  
過年度分老人医療費の確定  
150万3千円追加  
◎全員賛成で原案可決

# 議会 日誌

自 平成21年 4月  
至 平成21年 6月

## [4月]

- 6日 小学校入学式 (中田議長他)
- 7日 中学校入学式 (中田議長他)
- 14日 例月出納検査
- 18日 新党大地・鈴木宗男「北海道セミナー」 (札幌市 後藤議員)
- 19日 島牧光ネットワーク開通記念式 (おあしす 中田議長他)
- 21日 第2回村議会臨時会招集告示
- 24日 第2回村議会臨時会、全員協議会、議員会総会



## [5月]

- 8日 後志総合開発期成会定期総会 (倶知安町 中田議長)
- 11日 例月出納検査
- 12日 南部後志町村議会正副議長会定期総会 (千走川温泉 中田議長・伊藤副議長)
- 13日 後志町村等監査委員協議会役員会・定期総会・第1回研究協議会 (洞爺湖町 長尾議員)
- 25日～29日  
北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会総会  
北海道横断自動車道黒松内・小樽間建設促進期成会総会  
後志総合開発期成会道内要望運動・中央要望運動  
(小樽市、倶知安町、札幌市、東京都 中田議長)
- 30日 中学校体育大会 (伊藤副議長)

## [6月]

- 4日 島牧地域電力懇談会 (おあしす 伊藤副議長)
- 7日 小学校運動会 (伊藤副議長他)
- 11日 議会運営委員会
- 12日 戦没者追悼式 (生活改善センター 中田議長他)
- 13日 村田のりとし後援会観桜会 (岩内町 中田議長)
- 14日 自民党山田俊男参議による農業政策講演会及び要望会 (小樽市 中田議長)
- 15日 例月出納検査、第2回村議会定例会招集告示
- 17日 第7回「地方の元気回復対話交流会」 (札幌市 中田議長)
- 18日 第2回村議会定例会、全員協議会
- 20日 保育所運動会 (伊藤副議長)
- 30日 北海道町村議会議員研修会 (札幌市 全議員)

### 議会の動き (議員選挙)

今年は4年に一度行われる村議会議員選挙の年です。9月29日で任期満了になるため、次の日程で選挙が実施されます。

なお、第1回村議会定例会において議員定数条例の改正が議決され、現在の議員定数9人から1人減じ8人に変更になり、今回の選挙から適用になります。

### 選挙告示 (立候補届出日)

9月8日(火)

投票日

9月13日(日)

## 編集後記

■議会広報「かりば128号」をお届けします。

本号では、平成21年村議会第2回定例会の審議内容、一般質問を中心に編集しました。ぜひご覧になって、村の方針や議会活動にご理解を深めていただきたいと思います。議会での審議をより理解していただくために、みなさんの議会傍聴をお待ちしています。

■地球温暖化防止のため環境省が呼びかけているクールビズ(夏期における軽装の励行)に賛同し、また、議案審議において涼しく活発な議論が進むよう、6月から9月まで議員、村職員等が軽装で議会に出席しています、ご理解願います。

■議会広報「かりば」が皆さんに届くころは、なまこ漁、うに漁は盛漁期を迎え、浅海漁業に従事している家庭は忙しい日々を送っている事と思えます、暑い時季ですが体調には十分気をつけてください。

議会広報 かりば  
No.128  
平成21年7月24日  
発行・島牧村議会  
編集・議会広報編集委員会